

武蔵野市あんしん住まい推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議及び検討をするため、武蔵野市あんしん住まい推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。
- (4) 民間賃貸住宅の入居支援に係る関係機関の連携に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 不動産関係団体 3人以内
- (3) 福祉関係団体 5人以内
- (4) 市職員

2 前項に掲げる者、団体及び市職員は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当

でないと認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、協議会の会議の内容その他職務上知り得た守秘を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる委員の謝礼は、日額12,000円とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、都市整備部住宅対策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月5日から施行する。

別表（第3条関係）

| 委員の区分 | 団体名等又は役職 |
|---------|-----------------------------|
| 学識経験者 | 大学、研究機関等で福祉施策又は住宅施策を研究している者 |
| 不動産関係団体 | 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部 |
| | 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩東支部 |
| 福祉関係団体 | 公益財団法人武蔵野市福祉公社 |
| | 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 |
| | 社会福祉法人武蔵野 |
| 市職員 | 健康福祉部長 |
| | 子ども家庭部長 |
| | 都市整備部長 |